



日・豪経済連携協定

Agreement between Japan and Australia for an Economic Partnership



◆意義

- 戦略的パートナーである豪州との経済連携の強化・二国間関係の緊密化（これまでの二国間EPAパートナーで最大の貿易相手国）
- 豪州市場における日本企業の競争力を確保しつつ、エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化
- アジア太平洋地域のルール作りを促進（貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等）

◆日・豪間貿易構造

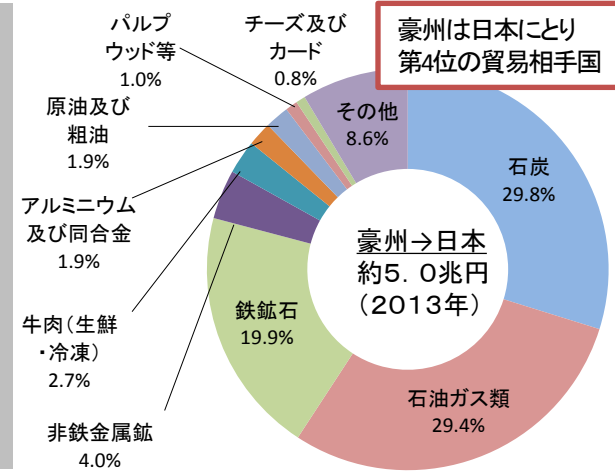
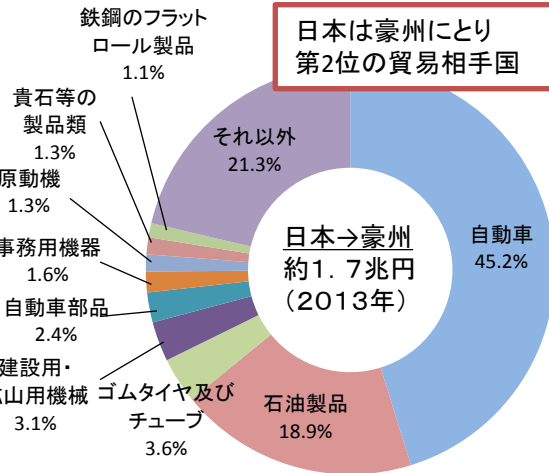
協定発効後10年間で、

- ・往復貿易額の約95%の関税撤廃
- ・日本からの輸入額の約99.8%の関税撤廃（2013年豪州貿易統計）
- ・豪州からの輸入額の約93.7%の関税撤廃（2013年財務省貿易統計）

◆交渉の経緯

2006年12月、第一次安倍政権時に交渉開始を決定。

2014年7月、安倍総理訪豪時に、総理とアボット首相が署名。



◆豪州市場へのアクセス

- 鉱工業品：**
大部分の品目につき即時関税撤廃
- 自動車：**完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃、残る完成車も3年目での関税撤廃
 - 自動車部品：**即時を含む主に3年目以内での関税撤廃
 - 鉄鋼：**即時又は5年目での関税撤廃
 - 一般機械・電気電子機械（いずれも自動車部品を除く。）：**即時関税撤廃

農林水産品：
全ての品目につき即時関税撤廃

◆日本市場へのアクセス

- 鉱工業品：**ほぼ全ての品目につき即時～10年間で関税撤廃
- 農林水産品：**
- コメ：**関税撤廃等の対象から除外
 - 小麦：**食糧用：将来の見直し
飼料用：食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化
 - 牛肉：**冷凍：段階的に18年目に19.5%まで削減（現行税率38.5%）
冷蔵：段階的に15年目に23.5%まで削減（現行税率38.5%）
※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入
 - 乳製品：**脱脂粉乳、バター：将来の見直し
プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ：関税割当（枠数量を20年間かけて4,000トンから20,000トンに拡大/枠内は無税・国産品の使用を条件）
 - 砂糖：**一般粗糖、精製糖：将来の見直し
高糖度粗糖：精製用について無税とし、調整金は糖度に応じた水準に設定
 - ボトルワイン：**7年間で関税撤廃

(注) 食糧用麦(小麦・大麦)、牛肉、乳製品、砂糖については、協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、見直しを行う。また、日本が第三国に与えた特恵的な市場アクセスの結果として日本の市場における競争力に重大な変化がある場合に、見直しを行う。(*)

【参考】財務省が本協定の実施のために必要な法律案を提出済み。

* 見直しに係る協議の結果は予断されていない。